

第三 請求原因に対する被告の認否および主張

一 請求原因に対する認否

請求原因一の事実のうち、原告の出身校、米国および韓国における職歴、原告の琵琶・琴の修練・研究、将来におけるその継続の必要性の各点は不知であるが、その余の事実は認める。請求原因二の事実のうち、被告が本件(一)処分の理由として原告主張の各点をあげていることは認めるが、その余の事実は争う。

二 本件処分の違法性についての主張

1 原告は、令二一条一項が在留外国人に対し在留期間の更新を受ける権利を与えている旨主張するが、在留期間

の更新は、令二一条三項により明らかたように法務大臣において当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当な理由があるときに限り許可されるのであつて、その許可が法務大臣の自由裁量に委ねられているのである(なお、外国人の入国および在留の許可は、もつぱら当該国家の自由裁量により決定しうるのであつて、特別の条約がない限りは、国家は外国人の入国または在留を許可する義務を負うものではないというのが、国際慣習法上認められた原則であり、わが国の出入国管理令の各規定にもこの原則が反映しているのであつて、令二一条は外国人に在留期間の更新を権

利として付与したものでない。一。そして、法務大臣は、実質的には、在留資格に關する事項を審査するほか出入国管理令の定める上陸拒否事由（五条一項）および退去強制事由（二四条）の趣旨に則り、従前の在留状況をも考慮して、右要件の有無について判断するのであるから、在留期間の更新についての審査は、在留期間中における退去強制事由の審査とは本質を異にし、従前の在留期間中の退去強制事由に至らない程度の事由も更新拒否の理由となり得るのであつて、法務大臣の更新の許否についての裁量の範囲は極めて広いのである。

2

次に、原告は、本件（一）処分が法務大臣に認められた裁

量の範囲を逸脱する違法なものであると主張する。

（一）しかし、原告のようにわが国において語学教師を行なおうとする者から入国査証の申請があつた場合は、教師として勤務する施設が特定しており、かつ、実際に有効な雇用契約が成立していることを確認したうえで、学校の規模、教師数、生徒数、経営内容を調査し、当該外国人が真実、かつ、もつぱら英語教師として活動することが確実であり、わが国の労働市場等も考慮してその者の入国を許可することがわが国にとつて利益であると認められる場合に限つて、令四条一項一六号、省令一項三号の法務大臣がとくに在留を認めるも

のとしての在留資格をもつて入国を許可しているのが  
実情である。

ところで、原告は、昭和四四年三月二〇日在韓国日  
本大使館にベルリッツの英語教師として勤務するとい  
う入国目的で入国査証の申請をし、同年四月二一日右  
目的のための特定査証の発行を受けたのであるが、も  
ともと法務大臣が特<sup>に</sup>在留を認める者に対して与えら  
れる令四条一項一六号省令一項三号に定める在留資格  
は、法務大臣が当該外国人に対し<sup>の</sup>どのような活動を認  
めるかによつて、その活動内容が特定されるのである  
ところ、法務大臣は、原告の右査証申請に基づき外務

大臣から勧諭をうけた際、本邦における活動はベルリ  
ッツの英語教師として認める旨を回答し、それにより  
前記査証が発行<sup>給</sup>されているのであるから、同査証には  
「雇用のため」とのみ記載されていても、これはベル  
リッツに英語教師として雇用されるためのものであり、  
単に英語教師として本邦に入国を許可することを表わ  
すものではないのである。したかつて、原告のような  
外国人の英語教師の場合、入国査証申請にかかる勤務  
先を入国後雇用契約期間中に変更すると、法務大臣が  
予め当該外国人に特に在留を認めることとした事由が  
失われてしまい、当該外国人は退職により入国目的を

失うことになるのであるから、本邦における他の施設において英語教師として勤務することを希望する場合には、本人の責めによらないで当初の勤務先で勤務することができなくなつた場合等を除き、原則としていつたん出出し、新たに入国査証申請からやり直すべきものである。

しかるに、原告は、本邦入国後わずか一七日間てべルリッツを退職し、エレッツクに英語教師として就職しており、入国を認められた学校における英語教育に従事しなかつたのであるから、法務大臣がその在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当な理由があるものと認めず、本件処分をしたことは適法である。

また、原告は、被告が本件訴訟において本件(一)処分の新たな理由を追加することは許されない旨主張する、しかし、被告が本件(一)処分をするにあつては、原告が政治活動をしたことが処分の実質的理由の一つとなつていたのであるから、本件(二)処分においてもこれがその理由に含まれていたのであるべきである。

そして、在留期間の更新の許否の処分をするにあつて、その理由を明示することは法律上要求されていなく、ないから、本件(一)処分に際し、原告の政治活動がその理由となつてゐることを原告に告知しないのは当然で

あつて、本件において、右政治活動が本件(一)処分の理由となつてゐる以上、これを訴訟において主張することは許されるべきである。なお、被告は本訴の最初の口頭弁論期日に答弁書により原告の政治活動を処分理由の一つとして主張してゐるのであるから、原告がこれに対応して訴訟準備をする余裕も与えられてゐないといふことはありえない。

(三) (1) およそ、日本国憲法第三章の諸規定による基本的人権が在留外国人に対しても保障されるかどうかは、当該権利の性質によつて判断すべきものであるが、民主主義政治体制をとつてゐる日本国憲法下におい

ては、わが国の政治は日本国民の意思により決定されるべきものであるから、国民と異なり、わが国と身分上の永続的結合関係を有しない外国人は、わが国の政治に直接参加する権利(参政権)を有しないばかりでなく、わが国の政治的意思形成に影響を与える政治活動を行なうことも、権利としては保障されてゐないものといふべきである(実質的にみても、このような政治活動を許容することは、わが国と単に場所的結合関係のみ立つてゐる外国人の無責任な政治活動による弊害をもたらす危険があり、また、外国人がわが国を政治活動の場として悪用する危険

もないとはいえない。一。したがって、外国人の政治活動の自由には、右のような限界があるのであるから、その範囲においては憲法二一条の表現の自由の保障は及ばないといふべきである。そして、政治活動の目的・内容からみて、わが国の政治体制の変更を主張する活動、国民の参政権の行使に直接影響を与える活動、わが国の特定の政策（国内・外交）に影響を及ぼす活動などは、右の趣旨からして憲法の保障の対象外であると考えるべきである。

(2) ところで、原告は、入国後間もなく、米国のベトナム軍事介入反対、日米安保条約反対、在日外国人

の政治活動に対する日本政府の抑圧反対等を主唱し、これらの政治活動を目的とする組織であるにわゆる

「外国人ベ平連」に所属し、昭和四四年六月三〇日外国人ベ平連定例集会に参加し、それ以来同年一月二二日まで九回にわたり同集会に参加したほか、同年七月一〇日左派華僑青年等が同月二日より三日まで国鉄新宿駅西口付近において行なつた出入国管理法粉碎ハンガーストライキを支援するため、その目的等を印刷したビラを通行人に配布し、同年九月六日および一〇月四日ベ平連定例集会に参加し、同月一五日および一六日にはベトナム反戦モラトリ

アムデー運動に参加して米国大使館にベトナム戦争に反対する目的で抗議に赴き、同年一月七日横浜入国者収容所に対する抗議を目的とする示威行進に参加し、同四五年二月一五日朝霞市における反戦放送集会に参加し、同年三月一日朝霞市の米軍基地キヤンプドレイク付近における反戦示威行進に参加し同月一五日ベ平連とともに朝霞市における大泉市民の集いという集会に参加して反戦ビラ配布し、同年五月一五日米軍のカンボジア侵入に反対する目的で<sup>米</sup>出国大使館に抗議のため赴き、同月一六日、五一六ベトナムモラトリアムデー連帯日米人民集会に

参加してカンボジア介入反対米国民反戦示威行進に参加し、同年六月一四日代々木公園で行なわれた安休粉碎劣学市民大統一行動集会に参加し、同年七月四日清水谷公園で行なわれた東京動員委員会主催の米日人民連帯米日反戦兵士支援のための集会に参加し、同月七日には羽田空港においてロジャース國務長官来日反対運動を行なつた。これら原告の政治活動は、令五条一項一四号の「日本国の利益」を害する虞れのある行為に該当し、しかも原告が将来もそのような政治活動を行なう虞れがあるものと認めるに足りる充分な理由があるのみならず、これらは在留資格

の内容となつてゐる活動に附随して行なわれたもの  
というよりは、むしろ政治活動を行なうことを主た  
る目的として本邦に在留してゐるものと認められる  
から、実質的には資格外活動に該当するものといふ  
ことができ、原告については在留期間更新を拒否す  
べき相当の理由がある。

よつて、このような理由に基づき被告のした本件  
（一）処分には裁量権の逸脱はなく、適法である。

（四）本件（一）処分は、出国準備のため在留期間を一二〇  
日とする更新許可であつて、形式的にはその在留資  
格に変更を加えるものではないが、その実質的な趣

旨は、出国の準備をするためのものであつて、いわ  
ば実質上不許可処分に等しいものであるから、さら  
にこれを更新する必要は全くないのである。そして、  
このような許可処分に対する取消訴訟が可能か否か  
については疑問があるが、仮に、これが可能である  
とすれば、原告は右許可処分の取消訴訟を提起すべ  
きであつたのであり、同処分かすでに確定した現在  
においては、その違法事由をもつて、本件（一）処分  
の取消事由とすることは許されない。したがつて、本  
件（一）処分には裁量の逸脱はなく、適法といふべきで  
ある。

第四 被告の主張に対する原告の認否

一 被告の本件処分の適法性に関する主張の(一)、(二)の各事実は、いずれも争う。

二 同(三)の(2)の事実のうち、外国人へ平遷の目的、昭和四四年七月一〇日のピラ撤きの目的、同年一二月七日の行為の目的、内容、同四五年三月一五日および五月一六日の各行為の各点は、いずれも否認するが、その余の事実はすべて認める。

第五 証拠関係

本件訴訟記録中の書証目録および証人等目録記載のとおりである。